

医 薬 第 1 0 0 7 号
令和 2 年 (2020 年) 8 月 6 日

(保健所設置市及び各総合振興局(振興局)保健環境部(地域保健室)長経由)
各医療機関(病院、診療所、歯科診療所)の管理者様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に対する医療関係者の感染予防について

貴院におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、種々ご尽力頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも、その留意点等についてお知らせしているところですが、今般、道内において医療関係者の感染が複数発生しています。

国立感染症研究所の分析によると、新型コロナウイルスの院内感染クラスターの発端者は、患者が 70%、医療関係者が 30%とされていますが、医療関係者は感染者に接触する機会が多いだけでなく、感染すると自身が院内感染の原因となりうることを考慮し、十分な感染防止策を講じる必要があります。

つきましては、医療関係者の市中感染や医療従事者間で感染を防ぐため、以下の留意事項について改めてご確認頂き、貴院の職員一人一人が必要な対策を確実に実行されるよう、ご配慮願います。

記

【医療関係者に起因する院内感染クラスターを防止するための留意事項】

1. 日常生活において集団での会食や高リスクな環境(3密)を避けるなど、自らが感染しないよう意識すること
2. 院内では、出来る限り共用物を減らし、事務室や休憩室等では3密を避けるとともに、こまめに消毒や換気を行うこと
3. 医療機器等以外にも、職員が使用する事務用機器についても、こまめに消毒すること
4. 医療関係者は、自身の健康管理に特に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には、休暇を取得するなど、対応について管理者と相談すること

地域医療推進局医務薬務課医務係
担当：吉田・越湖・山田 TEL 011-204-5993